項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）又は第39条の44第３項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）に規定する特別償却実施額及び」を加え、「に規定する特別償却実施額」を「又は第22条の５第１項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額の合計額」に改め、同号を同第三号とし、同第五号中「「翌期繰越額 (20)−(21) (22)」」を「「翌期繰越額 (17)−(18) (19)」」に、「別表六(二十三)又は別表六(二十三)付表」を「別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表」に改め、同号を同第四号とし、同第六号を削る。

別表六(八)の表を次のように改める。

別表六（八）　試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

試験研究費の額		1	円	平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除	平均売上金額 (別表六(九)「5」)	12	円
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)		2			平均売上金額の10％相当額 $(12)\times\frac{10}{100}$	13	
試験研究費の増加額に係る税額控除	比較試験研究費の額 (別表六(九)「10」)	3			平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額 (1)−(13)	14	
	基準試験研究費の額 (別表六(九)「11」)	4			試験研究費割合 $\frac{(1)}{(12)}$	15	
	増加試験研究費の額 (1)−(3) ((1)≦(4)の場合は０)	5			超過税額控除割合 $((15)-\frac{10}{100})\times0.2$	16	
	増加試験研究費割合 $\frac{(5)}{(3)}$	6			平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (14)×(16)	17	円
	試験研究費の増加額に係る税額控除割合　(6)　≧　30　％の場合	7	0.3		当期税額基準額 $(2)\times\frac{10}{100}$	18	
	試験研究費の増加額に係る税額控除割合　(6)　＜　30　％の場合 (6)	8			当期税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額)	19	
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 $(5)\times(\frac{5}{100}$、(7)又は(8)) $((5)\leqq((3)\times\frac{5}{100})$の場合は０)	9	円	当期税額控除可能額 ((11)の金額又は(19)の金額)		20	
	当期税額基準額 $(2)\times\frac{10}{100}$	10		法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「12の②」)		21	
	当期税額控除可能額 ((9)と(10)のうち少ない金額)	11		法人税額の特別控除額 (20)−(21)		22	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）